

長崎県公立大学法人役員退職手当規程

〔 平成17年4月1日
規 程 第 39号 〕

改正 平成23年3月29日規程第28号
改正 平成30年3月28日規程第29号
改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任の場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の額）

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1月につき、退職の日におけるその者の年俸の額を16.13で除した額（以下「月払年俸額」という。）に100分の9.6を乗じて得た額とする。
2 前項に規定する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績その他特別の事由に応じ、これを増額し、若しくは減額し、又は支給しないことができる。

一部改正〔平成23年規程第28号、平成30年規程第29号〕

（在職期間の計算）

第3条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは1月と計算する。

（長崎県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例）

第4条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて長崎県職員（職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「退職手当条例」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き長崎県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
2 前項の規定による場合において、長崎県職員として在職した期間の第2条の適用に係る月払年俸額については、長崎県職員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
3 長崎県職員が、長崎県知事（以下「知事」という。）の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の長崎県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて長崎県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて長崎県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。
5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日長崎県職員に復帰し長崎県職員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（長崎県職員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当条例第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における月払年俸額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため長崎県職員を退職した日における長崎県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

（再任等の場合の取扱い）

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、長崎県職員が、知事の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職をし、かつ引き続いて役員となった場合において、その者が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限)

第6条 退職手当は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任された役員には支給しない。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第8条 退職手当の返納等については、長崎県公立大学法人教職員退職手当規程（平成17年規程第12号。以下「教職員退職手当規程」という。）第20条の規定を準用する。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 第7条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、教職員退職手当規程第16条規定を準用する。この場合において、「教職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規程第28号）

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第29号）

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。